

令和7年度 教育活動助成金の概要について

助成対象団体	(1)教育振興会の会員として本制度に加入し、会費を納入した県立学校のPTA団体 (分校・定時制も1団体とする。) (2)会員ではないが理事会で承認された教育関係諸団体
助成金額	(1) 1団体(学校)の教育活動助成金は上限を25万円とし、安全普及啓発活動助成金は上限を5万円とするが、2つの助成金を併せて1団体あたり25万を超えてはならない。 但し、事業内容により、審査委員会で承認されればこの限りではない。 (2)教育関係諸団体については、個々に金額を令達する。
今年度予算額	10,000,000 円
助成金の優先事業順位 (事業種別番号及び内容)	① 児童生徒が、安全安心かつ快適な学校生活を送るための支援事業 (具体例 防災教育事業、熱中症対策事業、AED購入・更新事業・交通安全対策事業等) ② 児童生徒の健全育成を図るための支援事業 (具体例 部活動、芸術文化発表会、講演会、交流体験事業、ボランティア活動事業等の経費) ③ 上記の事業を行うための環境整備充実事業 ④ 学校行事支援事業(体育祭、文化祭、周年記念事業等) ⑤ 上記以外の事業で審査委員会が認めたもの (事業内容によっては、優先順位①になる場合もある。)

【支給額の決定方法(式)】

下記の計算式により、決定する。

$$\text{支給額} = 25\text{万円} \times \text{生徒数定数(S)} \times \text{事業定数(J)} \times \text{審査委員会定数(I)}$$

1 生徒数定数(S)

児童・生徒数の範囲	生徒数定数(S)
850名以上	1.0
650名以上 850名未満	0.8
450名以上 650名未満	0.6
300名以上 450名未満	0.5
200名以上 300名未満	0.4
100名以上 200名未満	0.3
100名未満	0.2

2 事業定数(J)

事業種別番号	事業定数(J)
事業種別番号が①	1
事業種別番号が②、③	0.9
事業種別番号が④	0.8
事業種別番号が⑤	審査委員会で決定

3 審査委員会定数(I)

審査委員会で事業の必要性を鑑み、定数を決定する。
(通常は1、必要に応じ、0.5~2.0)

※ 各学校の支給額の上限は、上限額 = 25万円 × 生徒数定数(S) で算出すること。